

令和7年度第2回久御山町国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和8年1月19日(月) 午後2時～午後3時30分
- 2 場 所 久御山町第一期庁舎2階視聴覚室
- 3 出席委員 9名
- 4 欠席委員 3名
- 5 事務局等 総務部長 ・ 民生部長
出席者 税務課長 ・ 税務課課長補佐
国保健康課長 ・ 国保健康課課長補佐
- 6 議事等 (1)会議録署名人の選出について
(2)令和8年度久御山町国民健康保険事業運営(税率等)について
(3)久御山町国民健康保険税条例の改正見込みについて
- 7 国民健康保険事業運営についての答申
- 8 連絡事項
- 9 会議の経過 別紙のとおり

○国保健康課長

開会に先立ち、欠席者を報告します。

欠席委員3名は所用により欠席される旨、審議事項は一任いただける旨を確認しています。

議事進行は会長にお願いします。

○会長

久御山町国民健康保険運営協議会を開催します。

協議会を招集したところ、公私とも忙しい中、出席いただきありがとうございます。

本日は、来年度に向けて保険税の改定について審議を賜ります。

ただいまから審議いただきますが、議長は当協議会規則第5条により、「協議会は会長がこれを招集し、自らその議長となる」となっていますので、私が務めさせていただきます。

それでは、3番の議事に入りたいと思います。

最初に、議題1「会議録署名人の選出について」ですが、今回の会議録署名人には、委員2名を指名します。よろしくお願いします。

次に、議題2「令和8年度国民健康保険事業運営（税率等）について」事務局から説明をお願いします。

○国保健康課課長補佐

（資料により説明）

○会長

説明が終わりましたので、内容等について質問、意見がありましたら発言をお願いします。

○委員

資料1の中の4、国民健康保険税の中で、4番目に子ども・子育て支援金分とありますが、これは国民健康保険税とは別の枠組みですか。

○国保健康課長

国民健康保険税の中に入っています。

○委員

国民健康保険税の中で一緒に徴収するという事は、国民健康保険税の上限額があると思いますが、その中に入っているのですか。例えば、今年度であれば109万円だと思いましたが、ここにプラスされるという考えでしょうか。私のイメージでは、国民健康保険税と一緒に徴収されるものだけど、別の枠組みと捉えていたのですが、国民健康保険税の中に子ども・子育て支援金分があり、その上限額が別にあるということでしょうか。

○国保健康課長

4つの区分がありますが、4つとも国民健康保険税の枠組みの中です。4つの区分それぞれに限度額の設定があります。既存の3つを合計しますと109万円ですが、新たに子ども・子育て支援金分が加わり、この限度額が3万円となりますので、新たに109万から112万円になります。後ほど説明しますが、さらに令和8年度に限度額の引き上げが予定されていますのでトータル113万円になる予定です。

○委員

子ども・子育て支援金分の18歳以上の被保険者に賦課される均等割額について、子どものいる世帯に賦課されるということですか。

○国保健康課課長補佐

子ども・子育て支援金分にも、所得割・均等割・平等割があります。所得割は所得のある方に所得に応じて税率がかかります。均等割は1人ずつにかかります。平等割は世帯にかかります。まず、均等割は0歳の赤ちゃんから全員にかかるものです。ただし、この均等割については、18歳未満のお子さんの分は一旦課税されますが、全額、10割軽減になります。その軽減額分について、18歳以上の国保加入者全ての方で按分をして、新たに18歳以上均等割として徴収されます。

○委員

久御山町の18歳以上の人で按分するということですか。

○国保健康課長

そのとおりです。

○委員

子ども・子育て支援金分の保険税額の表の中で、3年間で一人当たりの金額が増えていますが今後、限度額が引き上がっていく可能性はありますか。

○国保健康課長

今のところ情報はありません。

○国保健康課長

資料6の影響額についての補足ですが、試算の結果は新しく令和8年度から子ども・子育て支援金を創設されますので負担は増えますが、それを加味しても世帯のC、D、Eについては、減額になると試算しています。標準保険税率がそのように示されているという結果です。

○委員

資料6でいうと、減額になる世帯もある一方で、子どもがいる世帯が特に負担を強いられているように感じます。そのあたりはどのようにお考えですか。

○国保健康課長

結果としてこういった数字が出ています。国民健康保険の仕組みで、どうしても均等割というものが一人ずつかかってきます。均等割が一定の金額がありますので、子どもが多いと負担がどうしても大きくなります。これは国民健康保険の制度のそもそもの仕組みになりますので、致し方ないと判断するしかありません。

今般、子ども・子育て支援金制度が開始されますが、説明しましたとおり、児童手当の拡充などに使われます。高校生世代の方には所得制限なしの拡充がスタートしますので、子育て世帯については、回りまわって還元されると考えています。

○委員

説明されたように、児童手当の拡充の分が支援金の負担を上回ることもあるので、理解しにくいといけない部分もあるのかなと思います。

私の記憶では、今年の会議で段階的に標準保険税率に合わせていく方針だったと思いますが、もう少し緩やかに上げるということは考えられないのでしょうか。

○国保健康課長

令和8年度に採用する税率については後ほど説明します。

○委員

医療費がかなり上がっています。医療費もそれぞれありますが、今特に上がっているのは薬剤です。例えば抗がん剤ですと一人の患者に年間3,000万円かかる場合もあります。いわ

ゆる高額薬剤が占める割合が非常に高く、これをどんなふうにも負担していくか今問題になっていると思うのですが、社会保険関連など健康保険料を含めて受益者負担について、あるいは企業や行政の負担等についても議論されています。国民の可処分所得が少なくなりすぎるんじゃないかということで、結局は制度を改正しないと負担が上がり続けることになります。

医療費が本当に上がり続けるかという点、少しここは誤解があるかもしれないですが、いわゆる医療機関の診療報酬はほとんど上がっていません。薬剤費など今回上げていますが、この30年間でだいたい物価が5%上がっていますが、医療費自体は、診療報酬として入っているのは約2%しかないため、いわゆる病院の8割が赤字になっています。そうすると、ここはもう国の制度をどうするかという難しい問題です。要は、受益者負担について、企業と行政がどの程度負担するかという問題です。今の制度のままだと、改定の度に受益者負担が上がってしまうことになります。

○国保健康課長

意見ありがとうございます。資料であと少し説明がありますので、私から続けさせていただきます。ただいま、受益者負担の話がありましたが、それに関連した話になります。

(資料により説明)

○委員

説明されたことも理由なのかと思いますが、来年度に一気に標準保険税率に合わせるのではなく、もう少し緩やかに引き上げていくという説明をされた記憶があるんですが、方針を変更されたのですか。しかも今回、子ども・子育て支援金分も増額する中で、増加分が大きいですし、かなりの負担になるのももう少し緩やかに引き上げをする考えはないのでしょうか

か。

○国保健康課長

質問を受けまして、令和8年度に採用する保険税率の事務局案を示したいと思います。

令和8年度については、京都府から示された標準保険税率のと通りの税率を採用したいと考えています。ご指摘がありました、緩やかに引き上げていく方針もありましたが、今般示されました標準保険税率を見ますと、今回引き上げさせていただいても、そこまで大きな引上げ幅ではないと判断したところです。

具体的な理由については二点あります。まず一点目は、資料4で基金残高を説明していますが、結果的に財政調整基金の残りが少なくなっております。もはや税率を調整することが難しい状況になっております。資料4を見ますと、今年度令和7年度の当初予算では、2,700万円を取り崩して予算を編成しましたが、基金現在高は2,700万円余りとなっており、令和8年度では、同じ規模の基金を取り崩すと残高を使い切ってしまうことになってしまいます。

基金残高がすぐに増える見込みはありませんので、今後も予算を編成するのに、基金の取り崩しを期待することはたいへん難しいと考えています。

そこで、納付金を支払える目安である標準保険料率を採用することで、財政調整基金に頼らず予算を編成することができるよう、財政の安定を図っていきたいと考えています。

二点目は、本町が標準保険料率に到達していることで、京都府に保険料水準の統一の働きかけを強めたい考えです。

すでに令和7年度に隣の宇治市は標準保険料率に合わせていますし、向日市もほぼ標準保険料率に近いレベルまで到達されています。

国保広域化の頃、京都府内でも保険料水準に差異があったと説明しましたが、今般の保険料水準を統一しようという流れの中で、京都府内の差異が縮まったという状況を少しでもつぐっていきたいと考えています。

繰り返しになりますが、本町は医療費水準も所得水準も府内トップクラスですので、京都府内で保険料水準が統一されれば、府内被保険者の受益と負担が平準化されて、負担が軽くなると見込まれます。

本町としては、京都府内の保険料水準の統一が国保財政の安定につながりますので、統一の働きかけを図っていきたいと考えています。

標準保険料率のとおり税率を採用することになりますと、一定の所得のある被保険者の方々では、保険税の負担が増える方も多くなりますが、丁寧に説明をおこない、ご理解をいただいてまいりたいと考えています。

○会長

ただいま、令和8年度は標準保険税率とありの税率を採用したいという事務局案が提案されました。

事務局案について、質問、意見がありましたら発言をお願いします。

○会長

いろんな意見を頂戴しました。そうした貴重な意見があったことを踏まえたうえで、次に移りたいと思います。

議題3「久御山町国民健康保険税条例の改正見込みについて」事務局から説明をお願いします。

○国保健康課課長補佐

(資料により説明)

○会長

説明が終わりましたので、内容等について質問、意見がありましたら発言をお願いします。

○委員

最高限度額がトータル113万円と説明があったが、内訳はどうですか。

○国保健康課課長補佐

課税限度額は、医療分で67万円、後期高齢者支援金等分で26万円、介護分で17万円、今回の子ども・子育て支援金分で3万円となっています。

○委員

今回、医療分の引き上げがあったが、他の引き上げはないのですか。

○国保健康課課長補佐

そのとおりです。

○委員

すでに上限額にいつている世帯は4万円の引き上げで済みますが、さきほどの試算の世帯でいくと、中間層の方がかなり負担が大きくなっています。統一化されると、今後負担が軽くなる可能性があるという説明がありましたが、標準保険税率が下がるのですか。

○国保健康課長

資料1-2で納付金の算定方法イメージで、納付金を計算するとき、所得水準や医療費水準が反映されるという説明しました。被保険者の人数で按分されるのは納得いくのですが、

久御山町は頑張る農家がたくさんいらっしゃって収入が多いです。一方で、年金が少ない方も当然いらっしゃって、久御山町が所得水準が高いので、その人も高く払ってくださいということが今現実起っているわけです。

先ほど、国の通知を説明したとおり、完全統一までに、まず医療費水準を反映するのはやめましょうというのが、納付金ベースの統一です。どこにいても基本的には同じ医療サービスを受けられるのだから、久御山町の人だけ高くしようというのはおかしいので、それを解消しようというものです。そうすると久御山町は医療費水準が高いので、これが反映されなくなると納付金は減ることになります。それから最終段階の完全統一になりますと、所得水準の反映もやめましょうということで、所得水準が府内トップクラスの久御山町も平準化され、標準保険税率も結果的に押し下げられて計算され、税額は安くなると期待されます。

○委員

今後も標準保険税率に合わせていくのでしょうか。

○国保健康課長

今回は、令和8年度の議論をいただいておりますが、9年度をどうするのかはその際に考えていくことになります。もし令和8年度に標準保険税率に完全に一致させるとなれば、9年度以降も標準保険税率を採用していくのが基本的な流れになるかなと思います。

○委員

子ども・子育て支援金分は見込みとして段階的に引き上がるとこども家庭庁で試算されておりますが、これは上がっていくということはほぼ決まっていることでしょうか。

○国保健康課長

こども家庭庁の考え方は、令和10年度で完成形になります。一気に負担をいただくのは急だということで、徐々に負担をお願いする考え方で、令和8年度から段階的に引き上げていくと説明されています。おそらくは令和10年度の見込み、国民健康保険で言うと一人当たり月額400円という平均額で完成に至るであろうと説明を聞いています。

○会長

他に質問、意見はありませんか。

他にないようですので、それでは続いて4番の国民健康保険事業運営についての答申に移ります。事務局から説明をお願いします。

○国保健康課長

今回の委員会の意見を踏まえ、国民健康保険運営協議会として、町長部局に国民健康保険運営について答申の運びになっています。今週の木曜日22日に町長に答申させていただきます。負担を緩やかに引き上げていくのではなかったかというようなご意見がありました。こういったご意見を踏まえ、答申文の中に含めさせていただいて、会長、副会長から手渡しをお願いしたいと思っています。ただ、答申文を受けまして、町で国保税率を実際にどうするのか検討いただき、その上で3月議会の条例案、予算案につながっていきます。そちらについても委員には確認いただきたいと思っています。

○会長

それでは、5番の連絡事項について、事務局から報告をお願いします。

○国保健康課課長補佐

(事務局報告)

○会長

以上で会議次第はすべて終了しました。

委員には、議事進行についてご協力を賜り、誠にありがとうございました。

これにて会議を終了します。

【閉会 午後3時30分】